

(1) 意見公募手続を実施した案と定めた計画との変更点

第4章の目標の実現について 「1. 目標の実現に向けた施策の方向性」「目標2 誰もが自分らしく暮らし続ける」

「施策の方向性2 住宅確保要配慮者が安心して住み続けられる住宅の確保」

(概要)

住宅確保要配慮者が安心して住み続けられるための仕組みの事例として、多様化する住宅の確保を具体例とともに示すことにしました。

(該当箇所)

(修正前)	(修正後)
<p>第4章</p> <p>1. 目標の実現に向けた施策の方向性</p> <p>目標2 誰もが自分らしく暮らし続ける</p> <p>施策の方向性2 住宅確保要配慮者が安心して住み続けられる住宅の確保</p> <p>単身高齢者やワーキングプア*といわれる若年層をはじめ、低所得者層等、住宅の確保や入居支援を必要とする世帯が増えてきており、これらの住宅確保要配慮者が安心して住み続けられるための仕組みの構築が求められています。</p>	<p>第4章</p> <p>1. 目標の実現に向けた施策の方向性</p> <p>目標2 誰もが自分らしく暮らし続ける</p> <p>施策の方向性2 住宅確保要配慮者が安心して住み続けられる住宅の確保</p> <p>単身高齢者やワーキングプア*といわれる若年層をはじめ、低所得者層等、住宅の確保や入居支援を必要とする世帯が増えてきており、これらの住宅確保要配慮者が安心して住み続けられるための仕組みの構築として、<u>シェアハウスやグループホーム等による多様な住宅の確保等</u>が求められています。</p>